

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年10月18日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和5年10月18日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和5年10月18日（水） 午後3時34分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （5番）原田 政祥
（6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （10番）貞平 克己
（11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久
（15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（2名）

（4番）関谷 芳広 （9番）松田 祥治

(3)農地利用最適化推進委員

三戸 靖博

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 農地振興係長	重村 郁子
〃 書記	福田 謙一郎
〃 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第75号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第76号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第77号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）

議案第78号 非農地判定について

議案第79号 令和6年度防府市農業施策に関する意見書

報告第73号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第74号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第75号 農地法第18条（通知）

報告第76号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第77号 農地法施行規則該当転用届について

報告第78号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

7番 木原 伸二委員

8番 田村 正信委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年10月の月例総会を開催いたします。

それでは、本日は、4番、関谷委員並びに9番、松田委員が御欠席でございます。過半数の委員が御出席でございますので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後に、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。季節のほうも、大分、秋らしくなってきました。朝晩はめっきり寒くなりまして、農作業にも動きやすい時期になったのではないかなというふうに思います。

先般、山口県の今年度の米の作況指数が102%という、やや良という発表がありました。市内の状況を見て、私が見聞きした状況では、とてもそんなにあるようには思えないのですけれども、結果的にそういうことらしいので、できているところはできているのではないかなというふうに思います。

御承知のように、米の概算金も昨年度よりは少し上がっております。作柄もよかったということで、これなら、いつやめようかと思っておられる農家も、もう1年頑張ってみようかという気になれるのではないかと思いますので、今、皆さんが行われておる地域計画のアンケート、ここに少

し反映されるのではないかと、かすかな期待をしておるところでございます。

そのほか、近々、防府市長への建議も予定しておりますけれども、その中に皆さんの御意見として、中小規模農家への支援を何とかしてくれということも出ておりましたが、1つ御紹介しておきますと、今回、市内事業者等生産性向上設備導入緊急支援事業補助金というのが、10月16日、この月曜日付で募集が開始されました。これから機械を導入して農業を続けようという方を対象の事業で、補助金が3分の2、100万円上限で、この1か月間、新たに申請を受け付けられることになっておりますので、興味のある方、必要な方は、ぜひ応募していただきたいと思いますし、ぜひ、ほかの農家の皆さん方にも機会があれば情報提供していただければなというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速、議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、7番、木原委員さん、8番、田村委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。

議案第72号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第72号の説明の前に、議案書の表紙の修正がありますので、お手元の修正連絡票を御覧ください。

一番上に記載しておりますが、議案第79号令和6年度防府市農業施策に関する意見書の記載が漏れておりましたので、こちらの追記をお願いいたします。

それから、議案書1ページ、受付番号5が保留となっております。

それでは、御説明を始めます。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第72号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は5件です。権利内容については、全て所有権の移転です。譲渡理由については、相手方の要望によるものが4件、耕作困難が1件です。譲受け理由は、耕作便利が2件、相手方の要望によるものが1件、規模拡大が2件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案の申請番号1と2と一緒に報告したいのですが、よろしいでしょうか。

○藤井会長 はい。では、1と2、一括して上程させていただきます。お願いします。

○16番 それでは、議案第72号の1及び2は、第3条の規定による所有権移転の許可申請です。

現地確認、それから譲受人への聞き取りを10月12日、それから譲渡人お2人への聞き取りを10月13日に行いましたので、これらについて報告いたします。

現地は、添付資料の2ページのとおり、———より約400mほど西に行った

ところの北側の丘陵地に位置しており、いずれの農地も譲受人の農地の自宅のすぐそばにあります。200mから300m程度です。3ページの地図でいうと、左側のほうの——と、その下の——、ここが譲受人の——がある場所です。それから、譲受人の畑を挟んで、東側に今回の所有権移転をする農地が2筆あります。

譲受人に話を聞いたところ、議案1の農地、地番でいうと——、これは十数年前より、借りて耕作、主に野菜を耕作・栽培しているということでした。現に、今でも野菜がいろいろ植えてありました。

それから、その隣の議案2の農地、——については、2年前からこの農地も、畑ですけども、借りて野菜を栽培しているということです。この隣接している農地は、譲渡人、——なんですけども、特に親戚とか、そういう関係ではないということでした。今回、自宅に近い農地ということと、数年前から耕作しているということで、耕作が便利だということから、譲り受けることにしたということです。

営農計画にも、——で作業するというふうに書いてあるんですが、この——を譲受人の——が主に耕作と。2年前からのほうの農地は——が主に耕作をしているというふうな話をしておりました。現に現場を見ましたけれども、そういう感じです。ただ、この地区は、すぐ北側は、もう山になっていまして、イノシシよけの防護柵が必要な場所でした。

それから、譲渡人2人は、いずれも過去から、この農地は耕作していないということで、今回の譲受人に耕作をしてもらっていたということで、今回、相手方から譲ってほしいということがあったので、喜んで譲るということにしたということでした。

営農計画の詳細は資料4ページのとおりで、農機具等の所有もちゃんとそろえてありましたし、数年前から耕作をしているということから、今回、こういう形になったということです。一応、農地法第3条第2項各号の農地の権利移譲の制限に関する事項なんですけども、既に耕作をしておられるということから、各号には該当せず、許可要件の全てを満たしているというふうに判断いたします。皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第1番、2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番承認いたします。

続きまして、議案第3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第72号の3は、譲渡人が耕作困難となり、譲受人に畑を譲

るという所有権移転の申請でございます。

現地確認及び申請者への聞き取りを10月16日に行いましたので報告いたします。

現地は、10ページを御覧ください。牟礼の———で、———のすぐそばになります。

譲渡人に電話でお聞きしましたところ、———に住まれておられ、———の家は———に住んでもらっている。それから、———、家のそばの畑を譲ることとされたそうです。現地で———にお話を聞き、これまでも野菜作りを楽しんでこられているそうです。

農地法第3条第2項各号の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件については、———m²と畑の面積も狭いので、計画書にありますように、農機具も記載程度で十分かと思われます。

第2号、3号は該当しません。

第4号の農作業常時従事要件についてですが、家のそばですので、自由に季節の野菜を作ることができると思われます。

第5号の転貸禁止要件は、自ら耕作されていますので、該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、ちょうど今、10月は地域で草刈り・水路の清掃などもありまして、きれいに管理されておりました。いつも参加されているようです。

以上のことから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。よろしくお願いします。議案第72号の4は、所有権移転の申請です。

現地確認を10月12日に私と事務局2名で行い、申請者へ聞き取りを10月14日に行いましたので報告します。

現地は、———から北西に500mのところにあります。話を聞いたところ、譲渡人は相続したけれど耕作できないので譲り渡すとされ、譲受人は昨年も農地を取得しており、規模拡大のため譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、耕作予定の作物は、レモン、ユズなどの果樹及びタ

マネギ、ジャガイモなどの野菜を植えるとのこと。また、昨年取得した農地も管理しており、譲り受ける人は耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件については、問題なく、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第6号の地域調和要件ですが、近隣農家と助け合って農作業を行いたいと考えているとのこと。以上、御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 続きまして、12番、松永です。よろしくお願いします。議案第72号の6は、所有権移転の申請です。

現地確認を10月12日に三戸推進委員、私と事務局2名で行い、申請者へ聞き取りを10月14日と17日に行いましたので報告します。

現地は——から200mのところにあります。話を聞いたところ、譲渡人は——により耕作困難であったとのこと。そして、譲受人は、譲り受ける農地の近隣が——の畑であり、耕作しやすいということから譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、耕作予定の作物は、大根、タマネギなど野菜及びスモモ、イチジクなどの果樹を植えるとのこと。また、農作業については、自家消費とJAへの出荷を考えており、JAへ出荷方法の確認をしているとのこと。また、農機具については、草刈り機や耕運機を——から購入し、広い農地に対応できるようにするという。農地の全てを効率に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、今後、農作業を意欲的に行っていきたいということで伺っております。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。この件につきましては、この辺りで圃場整備の話が進んでいるという話も聞いておりますので、今回は推進委員でもあられ、また圃場整備の協議会の世話人でもあられます三戸委員さんにもおいでいただいておりますので、まず現状を含めて、三戸委員さんのほうから一言お話をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○農地利用最適化推進委員 会長のほうから出頭せいということで、今日、参りました。現在行われております圃場整備について、どの程度、推進されているか、現状を報告させていただきます。

ここ数年来、上右田地区では圃場整備をやろうということで、いろいろ話あって、連合体をつくったりして、準備会ができておりましたが、今年の4月20日、正式に上右田地区圃場整備推進協議会が発足しました。

目的としましては、担い手の育成あるいは農地集積を促進し、農地利用率の向上を図り、ひいては食料自給率の向上に貢献するというのが大目的でございます。

整備面積につきましては88.3haあります。

事業開始は令和8年度から12年度の、大体四、五年を見ております。

地権者が延べ339名おります。この整備は、実は3つに分けて、南地区、中地区、北地区ということで分けてありました。まず最初に、2年半後に工事開始ということで、23.3haを行います。それで、今現在、どの程度まで進んでいるかということになりますと、ただいま、従前地名寄帳ということでございまして、口頭では合意をいただいておりますけれども、実際に1筆ごとに印鑑をいただくということで、同意の確認を実施しております。9月12日現在、回収率93%あります。そのうち、要は圃場整備に賛成か反対かということになります。明確に反対が2件ございます。これが先ほど、農業委員のほうから御説明をされました方でございます。

それで、もう圃場整備をやるのか、やらないのかという話にもなるんですけども、もうやることを前提ということがございます。というのが、2年前から、まず県による減水深調査ということ、要は田んぼに水を張りまして、それがどのぐらいで減少するかと、そういった調査がありまして、これは今年の6月から9月までで終了しております。それと、去年度、県による埋蔵文化財の試掘調査が78か所穴を開けて、3月31日で終わっております。

それで、現在は、市も当然絡んでおりまして、地形図の測量実施中ということをお聞きしております。

そういった観点から、もう既に予算も執行されておりますので、ぜひとも圃場整備を推進したいというのが私どものお願いでございます。また思いでございます。

それから、今現在行われております農業委員会からのアンケート、これについては明確に御本人も反対の意思を表示されております。ですから、私どもはスタッフとしまして、これ以上、圃場整備の反対の面積が増えるのは、非常に私は、じくじたる思いでございます。以上でございます。

○藤井会長 それでは、今、農業委員さんと推進委員さんの説明がありましたけれども、それを踏まえて審議に入りたいと思います。何か御意見のある方はお願いしたいと思います。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。譲受人は、圃場整備の要請があった場合は受けられないという話になるんですね。譲渡人は反対ですよね。

○農地利用最適化推進委員 いや、実は賛成なんですよ。

○6番 譲渡人は賛成で譲受人は反対ですか。

○農地利用最適化推進委員 はい、そうです。構図が面白いです。

○6番 全体の流れとしては圃場整備をされる。

○農地利用最適化推進委員 9割方は賛成です。

○藤井会長 はい。どうぞ。

○農地利用最適化推進委員 今の譲渡人さんは—————でございまして、話合いに行きました。

私がもう少し早く行けば、賛成の印鑑を、要は譲渡しの印鑑をつかなかったと、そういうふうに分解に答弁されました。本人は、この圃場整備の賛成、反対の判決については、全て賛成なんです。

1筆ごとに全部賛成の印鑑をいただいております。だから、何か面白い構図だなと思っているんです。以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 それで、問題の営農計画なんです、ちょっとこれは漠然としておるんですが、この中で委員さんから御説明がありましたのは、木を植えるというふうな説明がありましたが、木を植えると盤が破れたり、これはもう田んぼには向かないということになるのではないかと危惧しておるんですが、いかがでしょうか。

○藤井会長 地元委員さん、木を植えると言いましたけれども。

○12番 樹木です。樹木というか、スモモとかイチジクとか、果樹です。

○藤井会長 果樹を植えられるということは、それをもって盤が壊れるというので反対することは難しいのではないかなというふうに思いますけれども。だから畑にされるということですね。

○12番 そうです、畑です。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 今の説明を整理しますと、ここの地区では圃場整備は進んでいると。現在の地権者も、基本的には圃場整備に賛成だと。今回の譲受け当事者は圃場整備には反対だという構図なんです。

この地図を見る限り、この地域一帯、九十何%が賛成されているということで、21ページの図を見ていただければ、一目瞭然ですけれども、この真ん中、ここが除外されると、圃場整備自体がなかなか進みにくいんじゃないかなという思いがあるんですが。今、三戸委員の説明ですと、基本的には圃場整備には地権者は賛成だということなので、これはもう一度、協議会のほうで地権者に意向を確認していただいて、圃場整備に協力してもらえるかどうかというのを改めて確認する必要があるのではないかなと思うんですけれども、その上で、また判断させていただきたいというのが1つ。

もう一つは、譲受人の営農計画ですけれども、これは——、現在お持ちなんですよ。現在お持ちの機械が、農機具が鎌だけということで、恐らく、今、お持ちの農地は耕作されていないんだと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○農地利用最適化推進委員 推進委員としては、8月にパトロールをやりますが、このときは何も植えておりません。以上です。

○藤井会長 どうぞ。

○6番 6番、倉重ですが、私の案なんですけど、面積が—— m^2 ということで、あまり広くないと思うんですけど、このぐらいであつたら、どこか代替地とかないんですか。遊休地などで。それなら、全然こういう問題は解決するかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○藤井会長 ですから、そういう代替地も含めて、今の圃場整備の推進協議会のほうで、もう一度よく検討していただいて、現在の地権者の方に、この農地を何とか圃場整備に参加していただくように、改めて話をされてみて、改めてここにかけいただければと思いますし、もう一つ、先ほど申しました、既存の農地を、そういう耕作されていない状況で、新たに農地を取得されると。一応、農機具も、現状は鎌ですけれども、農機具をそろえるという意向も示されておりますけれども、第1号の全部耕作要件にも、ちょっと疑問が残るところですので、その辺のところを改めて確認して、本当に今までの農地と今回取得する農地を含めて、ちゃんとやってもらえるのかを確認した上で、また判断させていただきたいというふうに思うんですけれども、皆さん、何か御意見があればお伺いしたいんですけれども。

基本的には圃場整備の予定地だからという理由だけで、今回の利用権の設定を反対することは基本的にはできない立てつけになっていますので、それに足り得る十分な条件があるかどうかを改めて確認してから、また審議したいと思いますけれども、皆さんどうでしょうか。何か御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御承知のように、圃場整備自体は、一応、市や県とかがいろいろ手伝いはしますけれども、基本的にはあくまでも地元が主体で、地元の意向に沿って関係機関が協力するという立てつけになっていますので、あくまでも地元の意向が全てですので、地元がどういう方法を取りたいのかを改めてはっきり確認していただいてから、また、その結果を待つて審議したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。今、申しました理由で、今回は保留ということにさせていただきたいと思います。了承いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**藤井会長** ありがとうございます。全員賛成ということで、今回、6番は保留させていただきます。地元委員さん、推進委員さんを含めて、その件のところはしっかり、この1か月間で確認作業をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第73号、事務局、説明をお願いします。

○**事務局** それでは、議案説明の前に、議案の修正のほうをお伝えいたします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案第73号は、農地法第4条の許可申請ですけれども、議案第74の8、こちらの第5条申請に変更となっております。

続きまして、第74号の修正について御説明いたします。修正連絡票の一番下の欄を御覧ください。資料の96ページ、事業計画書の上から2番目の申請地の利用計画の欄、こちらに合併浄化槽を通じて排水しますとなっておりますが、こちらが公共下水道に修正となります。

それから、97ページの土地利用計画図、これが差し替えとなっております。本日お配りしております別添資料の103ページに差し替えとなっております。

それから、資料98ページ、汚水の排水計画、こちらの合併浄化槽に丸がしてありますけれども、それが3番の公共下水道に修正となっております。修正は以上となります。

それでは、議案の御説明に入ります。議案書は4ページ、資料は37ページからとなります。

議案第74号は、農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は8件です。この8件の転用目的については、レンタル商品置場が1件、太陽光発電設備5件、老人福祉施設が1件、老人福祉施設ののり面、付け替え水路が1件です。

受付番号1は、レンタル商品置場です。資料は37ページになります。農地区分は、集団農地面積0.74haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発ではない旨の届出書が提出済みです。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は43ページになります。農地区分は、集団農地面積0.63haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号3も太陽光発電設備です。資料は53ページになります。農地区分は、集団農地面積0.63haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4も太陽光発電設備です。資料は63ページになります。農地区分は、集団農地面積48haの農地で、——から450mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5も太陽光発電設備です。資料は73ページになります。農地区分は、集団農地面積0.12haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号6も太陽光発電設備です。資料は83ページになります。農地区分は、集団農地面積4

8 haの農地で、第2種農地と判断する農地と、集団農地面積4.8 haの農地で、施行令第12条第1号に該当する農地で、第1種農地と判断します。第1種農地の許可該当法令は施行規則第54条です。

受付番号7は、老人福祉施設用地です。資料は93ページになります。農地区分は、集団農地面積1.83 haの農地で、———から32.6 mに位置する農地で、規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号8は、施設用地とののり面です。資料は本日追加配付しております。農地区分は、集団農地面積1.83 haの農地で、———から32.6 mに位置する施行規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第74号の1番は、譲受人がレンタル商品置場として売買で所有権を移転し、購入したいという申請です。

現地確認は10月12日に木原小委員長と事務局のほうで実施しましたので、報告を受けております。資料につきましては、37ページから42ページに記載になっております。

この申請地につきましては、県道、旧2号線なんですけど、———の南側に位置しておりまして、JR山陽本線に接する2種農地となっております。申請地とその隣接する農地は全て休耕田となっております。草刈り管理のみされておるという状況でございます。申請地の西側ですが、ここに譲受人の事業所がありまして、ここを主体として事業を行っておりまして、今回、事業を拡大したいというふうなことでございます。この案件につきましては、農地法の許可基準に該当すると判断します。審議よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見がある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、3番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、木原です。議案第74号の2と3は太陽光発電設備の設置を目的とする所有権移転の案件です。本来なら、西浦の松田委員さんの担当ですが、急用のため欠席ということで代わりに報告いたします。

現地確認を10月12日に事務局と松田委員さんで行いました。申請地の場所は、———のすぐ近くにあります。

譲受人は、市内で数多くの太陽光の発電設備を設置している会社です。資料にもありますように、隣接する土地の所有者に説明して承諾を受けております。松田委員さんも譲り受ける会社の関係者に、設置後の草刈り、溝掃除、看板の設置など、基本的な管理を強くお願いしたということです。周りに農地もありますが、休耕しており、営農への影響もありません。報告は以上です。御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第74号の4は、太陽光設備を設置するという、転用申請です。

現地確認を10月13日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。また、関係者への聞き取りを16日に行いましたので報告いたします。

現地は、資料の64ページを御覧ください。牟礼出張所から450mくらいに寄ったところですよ。

そして、65ページを御覧ください。1枚の田が2筆に分かれていますが、上空に送電線が通っており、固定資産税価格が違うので分筆されているそうです。

譲渡人はミカン農家さんです。————、その後、稲作はやめられ、管理田とされたそうです。そして、そのときに必要ない農器具は手放されたとのことですよ。

また、最近、————に手伝ってもらいながら、ミカン園を管理されています。ただ、——も田の草刈りなどはできなくて、ソーラー会社、3社からの話があり、今回決心されたそうです。話が出て、南側の隣接の方に、安いので買いませんかという話を一応相談されたそうですが、御本人も田の管理ができないと断られまして、やむなくソーラー会社へ売ることとされたそうです。

行政書士さんの方には、家が近いのでトラブルが起きないように、業者の方への念押しをお願いしました。また、特に排水に関しましても、いろいろ各地でトラブルなどもありますし、申し添えました。また、63ページにありますように、農地区分は第2種農地です。以上、報告を終わります。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。

隣接土地所有者の承諾状況というのがあるのですが、これを見ると、問題なしに進めてくださいという方が1件ですが、ほかは賛否等の意見がないということで、すごく疑問に思っております。それと、特に3番の方が田を所有されておって、隣接しておるのですが、この方の意見とかはどういう感じでありましたか。私はこの方、実は個人的には存じております。

○藤井会長 地元委員さん、何か分かりますか。

○1番 先ほどちょっと申しましたけど、南側と言いました、その方なんですけど、家の裏にブロックがついてあるそうで、それが、ちょっと改修しないとイケないかなという感じだそうです。それで、その方に買いませんかというのを相談されたそうです。一応、買ってもらえなければソーラーになりますよという話はされていまして、ということは、了解されているんじゃないかなと思うんですけど。挨拶済みと書いてありますので。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。よろしくお願いします。議案第74号の5は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電用地として転用したいという申請です。

現地確認を10月12日に私と事務局2名で行い、後日16日に熊安委員と事務局1名で行いました。また、申請者への聞き取りは、代理人の行政書士に10月13日に行いましたので報告します。

資料73ページを御覧ください。現地は——から北東300mのところにあります。譲渡人は耕作をすることが困難であったところ、譲受人である太陽光発電事業を営む法人から話が合ったため、このたび譲り渡し、申請地を太陽光発電施設に転用するというものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。この農地の区分は第2種農地です。

資料の79ページから81ページを御覧ください。資料のとおり、周辺土地の所有者や自治会にも説明済みということで、周辺への説明状況は問題ないと思われれます。

草刈りについても年に2回行い、安全管理に努めるとのことです。また、代替地もなく、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。以上、皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

私のほうから。この————の雑種地というのは、太陽光に転用済みということでよろしいですかね。こういうところは斜線で塗っておいてください。————は太陽光なんでしょう。

○事務局 はい。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第74号の6は、太陽光発電のために転用したいという申請です。

現地確認を10月13日、事務局と関谷委員さんで行いました。それから、聞き取りについて、16日から17日にかけて行っております。

現地は、牟礼公民館、ちょうど500mというところにありまして、公民館の移転の予定がありますので、移転すると1種になるという農地です。

85ページで見ていただいたら分かりやすいのですが、————、道路の右側に田んぼが2枚あるのですが、その下のほう、————の上を500mのラインが通っていると考えてください。————は、実はこれ第1種農地です。ほかは2種農地なんですが、ここだけが第1種農地ということになるんですが、全体の3分の1以内であれば一緒に転用できるという特例があるということになるので、1種農地ですが、許可ができる農地ということになります。

それから、右側の黄色いところは、ため池なんですけど、元がつくぐらい、枯れて、草が生えています。それから、ちょうど真ん中にある黄色いところ、これは宅地だったのですが、今は林の状態で、手がつかないという状態です。周りの農地も、すごく荒れているところなのですが、今回行ったら、大変きれいになっておりました。

譲渡人は————に在住でして、————ということで、誰かに譲りたいという考えを持っておられたようです。まさに放置状態で、大変な荒れ方になっておりました。今も草は刈られたのですが、木がところどころに残っているという状態になっています。

それから、譲受人のほうは、全国に太陽光発電を設置している業者で、県内にも市内にもあるということです。

それから、86ページの事業計画書に、—————というのが出ているのですが、事業実施者、申請人とは違う名前ですので、これも確認しましたら、—————というのは、よく個人会社が多いので、どうなんですかと聞いたところ、しっかりした会社だそうです。銀行とか、—————だったか、電力会社が出資している大きな会社ということなので、ここが運営をするということになります。設置は、—————というところが設置工事等はしますが、運営は—————がやっていくということになります。

それから、草刈り等についてもお願いをしました。着工も許可がつけばすぐやりたいということです。

それから、86ページの他の法令に基づく許可、認可等というのがありまして、法定外公共物占用許可申請という、これが何のことか分からなかったので、これも確認をしました。確認したところ、施設の真ん中に道があります。この道のことだそうです。道の下に電線を通すので、その関係で許可申請が必要だということでした。これを予定しているということです。

それと、行政書士の先生はノンフィットと言われたのですが、そう言うのかと思ったのですが、最近とても多くなった国のルールに縛られないタイプなんです。この施設については、草刈りをしないと、草が多くなると発電量が下がるので、草刈りは確実にしますよという回答です。なぜかという、発電量で単価が変わるそうです。だから、発電量が下がったら単価が安くなってしまうので、その辺の管理はどこの施設もしっかりしていますという回答でした。

近隣の説明についても、後ろについていますが、大体説明されていまして、留守のところは近所の人へ頼まれたということですが、言うちよくからいいよという返事だったそうです。報告は以上です。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、8番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。8番については、今日配られたと思いますが、第4条が第5条になったということで、今日、変更された分を見ていただきたらと思います。

議案第74号の7及び8は、福祉施設を造りたいために転用をしたいという申請です。

現地確認を10月13日、事務局と関谷委員さんで行いました。それから、説明については、14日から昨日17日まで、いろいろ聞き取りとか調整をいたしました。それについて説明をいたします。

現地は、—————にあります。大変な2mぐらい道路から下がっているくぼ地なんです、21年の大雨のときには1週間ぐらいプールになっていまして、全然、稲が見えない状態が続いたところです。ちょうどこの場所は水路の最後で、ここから一川に出るということで、一川が増水すると水が出にくい場所になります。

95ページの地図が分かりやすいと思いますが、この緑のところが今回の申請地になります。ここ、1軒ほど作付をされていますが、この方も売り先を一生懸命探されておりまして、私も個人的に聞いておりましたので、手放したいという意向が強かった方です。あとの2件につきましては、農業をされておりませんので、農業をやめるという返事でしたので、残る田んぼも、できればどこかへ譲りたいというお話でした。

今回は代理人ということで、譲渡人の電話番号はなかったのですが、家が分かりましたので、行って、直接聞かせてもらいました。なかなか代理人で行政書士の先生ですと分かりにくいところもありますので、直接行っていいかということで行きました。それについての説明をいたします。

老人ホームを造りたいということなんですが、通常は汚水が水路に出てくるところなんですが、ちょうど横に下水道が通っているということで、今日、変更の報告がありましたが、下水道に汚水を出すという変更になりました。

それから、事業計画の中に、—————と書いてありますが、—————
—————ですが、ここと連携してやっていくということなので、—————
—————ですが、—————、大変安心できる施設ではないかと思います。—————
——と書いてありますが、これを—————らしいですが、そういう会社で介護施設を運営していくということになります。

間に入っている業者を見ますと、この会社が大変急いでいるので、今回、ここを申請したということで、周りもいずれ出てくるのではないかと考えています。

それと、8番については、101ページを見ていただいたら分かりやすいと思いますが、緑で線が入っているところが8になります。1つは水路が青線なんです、施設計画のど真ん中を通っていますので、これを付け替えるということで、ちょうど真ん中辺に細く線が入っているところが水路です。幅広くついているところ、これはのり面になります。施設用地ののり面ということで、これが別々に出るのも変とは思いますが、この部分については売買ができておりませんので、使用貸借ということで、借りてこういう施設を造るということで、分筆をして使用貸借を結んで、のり面と水路を造るということになっています。のり面については、種子吹きつけということですので、

草の種を吹きつけてもたすという工法だと思います。そういうのはたくさんありますので、その辺も問題ないと思います。

地元の水利組合は、下水がないので、特に必要はないと思いますが、水路が付け替わるということで、水利組合との調整も、これには、実は98ページに、牟礼土地改良区で———ということで水利組合のところに載っていますが、これ以外に地元には水利組合がありますので、そこにも説明に行ってもらいましたので、要望等があったら聞いて変更しますということなので、水利組合長とも話しましたが、結果は出ていないけど、要望を聞いてくれるということなので、今、委員に問合せをしています。急な話だったので、そういう状況になっています。

報告は以上です。皆様の審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番の池田です。議案の変更を大字牟礼の地番、———のところで、1種、2種、3種という区分が3種になっているんですけど、議案説明資料では2種になっているんですが、これはどちらが正解でしょうか。

○藤井会長 事務局、お願いします。

○11番 元の議案説明書から言いますと、30ページですね。だから今、3種になっているんですよ、2種が。

○藤井会長 事務局、確認できましたか。

○事務局 もともとの分だと、第4条のほうの73号の2というのが300m以内に入っております。ここだけ3種だったと。元の議案の73号の1に当たる部分は300mを超えておったので2種ということになるわけですが、今回、議案が1個になったので、基本的には300mを超える範囲ということで、今回は2種という扱いになります。ちょうどこれは300の境にある場所ということで、こういったことになっています。

○11番 2種ですか。

○事務局 2種です。

○11番 2種だったら、この2種のところが3種になっているんです。議案の説明書が。これは3種と書いてあります。これを言っているわけです。私は2種でいいと思うんです。

○事務局 すみません、これは2種になりますね。

○11番 2種になるんでしょう。

○事務局 はい。2種です。

○藤井会長 よろしいですか。はい。どうぞ。

○11番 もう1件ちょっとお伺いしたいんですけど、水路を、会社のほうが使用貸借で使用するということで、これは農地の上にある、かなり離れた水路なんですけど、この辺の経緯というか、こ

うちに排水が出てくるんですか。水路の使用貸借。下側はいいんですけど、上側、北側のほうがどのようなか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○藤井会長 地元委員さん、分かりますか。

○2番 水路のだから付け替えになります。今、施設用地の中を、青線が通っておるんですが、施設より北側に移して水路を付け替えるんです。これをつけておってもらわないと水が抜けなくなるので。そこを個人用地にしておくと、仮に、その農地を売っちゃったら、水路がなくなるじゃないですか。個人のままで水路だけをやっちゃうと。分筆して、水路の用地を借りるという形を取ると。そういうのをやるということは、いずれ開発をもっとやるんだと思います。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、8番、承認いたします。

先ほど確認し忘れたんですが、教えてほしいんですけれども、6番のところで、3分の1以上かかっていると1種の農地でも転用できるという話があったんですが、その辺のところを詳しく教えてほしいのと、ほかの地域にも、そういう中途半端な農地が大分あるのかどうか教えてもらえれば。当然あるでしょうね。

○事務局 基本的には第1種農地というのは、太陽光パネルとかが設置できない場所にはなるんですけれども、今回適用した条文というのが、施行規則の第36条または第54条で、隣接する土地と一体として同一事業のように供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で農地等を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えないものという要件なんです。確か去年も、年末だったか、こういった要件で転用をやっている案件があったかと思います。

○藤井会長 じゃあそういう農地は、そこら中にあるということですよ。

○事務局 そうですね。今回の場合は、結構、江泊、牟礼の辺りなんですけれども、基本的には集団農地で見ると第1種になるエリアなんですけれども、500m以内にかかることに関しては2種ということで、それで今回のような事例が出てきたということにはなります。

○藤井会長 だから、1種農地の場合だったら、西浦とか大道にもこういう農地が存在する可能性が大ということですよ。

○事務局 そうですね。だから、昨年の事例とかでいうと、あくまで、これは全体の3分の1未満なので、例えば、ほとんどが雑種地で、一部分、小さい第1種農地があつてというようなケースとかで、この特例で転用したというケースが去年もありました。

○藤井会長 分かりました。

それでは続けて行きます。議案第75号、76号、77号を一括上程させていただきたいと思ひます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は7ページからです。

議案第75号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条についてで、令和5年10月26日、公告予定の利用権設定が3件提出されております。この3件の集積面積は6,720m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が2件、所有権の移転が1件です。計画の内容は、議案に記載しているとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第76号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得、議案第77号農地中間管理事業法第18条第7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明いたします。議案書は9ページになります。

議案第76号、77号につきましては、県で公告予定の利用権設定が27件になります。農地の集積面積は13万4,843m²です。

内容につきましては、議案第76号で、やまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第77号にて貸付けを行うものになります。以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見、御質問があればお受けしたいと思います。まず目を通して、御意見があればお願いします。

その間に私のほうから1つ、こういったやつを新規か更新か分かるようにしておいてほしいというお願いをしていたと思うんですけども、これを見ますと、8ページに新規というのがぼこぼこあるんですけども、これ以外は更新と見てよろしいんですか。

○事務局 そうですね。新規以外は基本的には更新になります。

○藤井会長 だから新規はこの2件だけという理解でよろしいですか。

○事務局 そうです。

○藤井会長 はい、分かりました。どうぞ。

○1番 1番の池田です。8ページを御覧ください。——で——さんという方が、このたび、新規の方に——さんへ土地を貸してくださいました。ちょっと間に入ったんですけど、農業をしてみたいと。なるべくなら無農薬でという感じですけど、いろいろ、今、試験的に勉強されています。

草刈りもすごく得意なんです。それで、うちでも、今日、来て、草刈りをしてもらっている。土手とかそういうところ、随分伸びたところもありますし。すごく根気よく、一日中でも一生懸命やってくださるんですけど、毎日そういうバイトがあるわけじゃないし、どなたか、もし草刈りで困

っていらっしゃる方とかありましたら、一報をくだされば、本人もすごく喜ばれるんじゃないかなと思っていますので、今日、農業委員の皆さんに紹介しておきたいなと思ひまして。

———に住んでいらっしゃいます。———からすぐ近くなんです。走って来てですけど。そういう近いところで若い人が一生懸命頑張っているらしいです。———。いろいろ言われる方も、耳に入ったり、あるんですけど、やはり若い人で農業にすごく興味を持ってやりたいという意欲が随分あるものですから、私としても協力してあげたいなと思ひますし、やはり今、現金収入がないと思うんです。その辺りで、公社よりはちょっと安くやるよというふうな感じで草刈りを言っているらしいです。もしありましたら御一報ください。よろしくお願いします。

○藤井会長 ぜひ新規就農の方ですので、気にかけてあげていただきたいと思います。草刈りの件ですけれども、今、農業公社も草刈り要員が足りないんですよ。バイトで来ていただければ一番ありがたいので、ぜひ話を持って行って見てあげてください。

○12番 道具は自分で持って行ってんですか。

○1番 草刈り機を持っていらっしゃる。草刈り機と言っても、本当、肩掛けの草刈り機ですけど、2台持っていらっしゃって。余裕ができてきたら、そのうち自走式を買いたいとか言ってらっしゃいますけど、まだまだ、そこまではいかないけど、随分興味は持っているらしいです。ぜひ使ってあげてください。お願いします。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。同じ方なんですけど、この方、新規就農ということなんで、何か補助金の対象とか、助成、援助ができないかと思っ、JAにも、今、確認をしてほしいという話はしているんですが、池田さんはやんわり言われましたけど、どうも自然農法ということらしいので、自然農法ということになると、計画が立たないということなんで、一度、関係する機関で話しに行ってもらって、取りあえずは計画の立つ農法をしてもらえんかというような話もしてみるべきではないかと、今、思っています。新規就農、ほかにも出てくれば、最近、自然農法とか有機農法というのが大変多いんですが、これではなかなか計画が、5年以内に収益が上がらないといけないので、認定新規就農者にもなかなかない。認定新規就農者にならんと、何の助成も受けられないというところがありますので、そういう話があったら、ぜひJAなり、農林水産振興課なりに一報していただくと、検討してもらえら思ひます。取りあえずは、この——さんについては、そういう支援もできないのかなと思ひますので、隣の課なので、言っておいてもらおうと助かります。事務局へお願いします。

○藤井会長 自然農法の先生か何か、どなたかおってんですか。

○1番 そこまで、凝ってはいらっしゃらないと思うんですけど、———がいらっしゃるといふ感じです。ただ、私、——さんにもちょっとつないだんです。——さんもそういうのに興味が

あるけど、やはり収益を上げなきゃいけないから、収益が上がる方法で考える道と、2通りやっているよという話を——さんにされたんですよ。そういう方向もありかなと。サツマイモとかタマネギとかも作りたいとおっしゃっているんです。——さんの土地が長い間使っていらっしゃらないんだけど、すごく土地が肥えていて、いいそうです。感触がすごくいいと言っているらしいです。だから、なるべくなら行政のほうで支援してほしいなと。その道も探られたらいいんじゃないかと思います。

○藤井会長 この農地は、ここで自然農法を無農薬栽培しても周辺農地に迷惑のかからない農地なのか。

○1番 ——なんです。——は、管理はしていらっしゃるけど、草を刈るというのはしていらっしゃるけど、何も作っていらっしゃらないところなんです。下のほうは、今、太陽光ができよる。太陽光は嫌だという方も結構いらっしゃるんです。ちょっと奥に入ると荒れていまして、——さんがおっしゃるには、少しずつきれいにしたら、興味を持ってくれる若い人が出てくるんじゃないかろうかというふうな話もしていらっしゃいます。

○藤井会長 ぜひ皆さんも気にかけてあげて、何かいい話があったら、情報提供してあげてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。議案第75号、76号、77号を承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、この3号は承認いたします。

続きまして、議案第78号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書は39ページ、資料は別冊となります。

議案第78号は、非農地判定についてです。提案された件数は1件、1筆です。

受付番号1は久兼の農地で、現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第78号の1は、先月、久兼地区の非農地判断の承認をいただいた続きになります。資料の1ページを御覧ください。場所は、久兼——になりまして、——というところ。——から、奥畑の麻生とか本畑に抜ける林道の入り口付近になります。

ここでは、先月の月例総会で、——番地の非農地判断の承認をいただきましたが、——番地の所有者の方から、事務局の方に——番地も何もしないし、非農地ではないですかという

申出があったそうです。10日に事務局から連絡がありまして、———番地を見ているときに、———番地も見ているはずであり、非農地判断するという連絡をいただきました。私自身も———番地が農地であることも理解できていませんでしたので、明くる日、11日に現地に行って確認しました。多分、この付近であろうということしか分かりませんでした。3ページをお願いします。現地は林道と川の間であり、草木が立っている状態でした。4ページの写真までは森林化はしていませんでしたが、いずれ写真のようになると思います。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。以上です。

○藤井会長 御苦労さまでした。それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第78号の1、承認いたします。
続きまして、議案第79号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案第79号は、令和6年度防府市農業施策に関する意見書についてです。皆様からいただきました御意見は、全ての項目について、担当課のほうに要望内容はお伝えをしておりますが、その中で、さらに項目を絞って、今回提出しております。先日、議案と一緒に当初お送りいたしました内容から、本日修正したものを議場配付させていただいております。まずは、そちらのほうを改めて一読させていただきます。表紙と、その裏については変更はございません。

1番、農業公社のさらなる機能強化。

今後、本市が作成する地域計画では、現在、農業委員会が行っている農家への意向調査を基に、誰が、どの農地を担うか、目標を地図に示し、農地の利用状況や担い手を明確にしていきます。本市では、担い手がない地域、担い手はあるが後継者が不足している地域がほとんどであり、多くの経営体が規模縮小、もしくは離農する意向を示すことが予想され、現在耕作している農地が新たな担い手に引き継がれる前に、遊休農地化することが懸念されています。こうした状況を打開するため、このたびの農業経営基盤強化促進法の一部改正では、地域計画に位置づけられた大規模な担い手だけではなく、中小規模の経営体や副業的な経営体及び農作業の受託組織も含め、地域の総力を上げて生産基盤を維持していく方針が示されたところです。農業委員会としては、今後、農業を担う者がいなくなる前に、地域計画で定めた守るべき農地を誰が担うのかを明確にし、次世代につなげていかねばならないと考えています。

昨年度の当委員会が担い手への支援策について行った施策提案を反映し、今年度、新たに担い手

への規模拡大、奨励金の創設や地域おこし協力隊の隊員を農業の現場に配置するなどの担い手への支援事業並びに農業公社の機能強化は、本市の持続可能な農業の確立に大変有効な施策と考えます。これらを踏まえ、農地を維持していくことがますます困難となりつつある現状への対策として、地域計画に定める農業を担う者に新たに位置づけられた農作業受託機関である防府市農業公社の事業をさらに充実し、機能を強化することを強く望みます。

2 番、小規模農家や新規参入者へのサポート体制の拡充。

担い手が不足する地域や小区画農地では、中小規模の農家が耕作条件不利地の営農を担い、耕作し続けることで、遊休農地の発生を未然に防いでいます。このたびの農業経営基盤強化促進法の一部改正では、中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体が農業を営む者として新たに位置づけられ、地域農業に果たす役割の重要性が見直されたところです。

また、農地法の一部改正が行われ、下限面積が撤廃されたことから、小面積からの農業参入が可能となりました。こうした新規就農を促す法整備が進んだことにより、本年度、本市においても、新規参入のための農地の権利取得の申請件数が急増しているところです。農業委員会としては、大規模農家だけでなく、農業に興味を持ち、新たに農業参入を希望する方や、半農半Xが増えることが、次世代の本市の農地を守る上で重要と考えます。本市が魅力ある参入先となるには、就農を希望する方と離農を希望している農家とのマッチングはもとより、住居の確保、地域住民との交流等、支援のない方が安心して参入できるよう、サポート体制を拡充していくことが必要です。また、農業法人へ就農を希望する学生も年々増加しており、法人就農者へもサポートが行き届くよう、雇用主である法人への支援を継続していただくよう併せてお願いします。

3 番、タブレット機能の増強について。

本市では、令和4年度からタブレットを導入し、農地利用状況調査や非農地判断等の現地活動の際に利用し、業務の効率化に取り組んでいるところです。今後、策定する地域計画は、実情に応じて内容を修正していく必要があり、継続した農家への意向確認が農業委員会の業務となります。その際、訪問先で当該農地の様々な情報がタブレットで取得できるため、正確な情報に基づいた対応がスムーズに行うことができることや、聞き取った内容をその場で入力し、その後も情報をいつでも確認することが可能なため、活動の際の利便性が大きく向上しています。このタブレットは、国の補助制度を最大限利用し、現在、農業委員、農地利用最適化推進委員の約半数が活用していますが、現在所持していない委員からは、配付を求める声が上がっています。タブレット機器を導入し、全委員が活動しやすい環境を整えていただきますようお願いいたします。

以上の3項目について、今回、意見書を上げております。内容については以上です。御審議のほどよろしくお願い致します。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。これで総論賛成です。例えば、1番の具体策は、これが決まってから皆で練り上げるという展開になるんですか。

○事務局 これにつきましては、具体的に、こういうのをお願いするというのは、現段階では示しておりませんが、これを受けて、市長部局のほうで、公社のほうにどういう機能といいますか、どういう仕事をさらにやってもらうようにするかというようなことは考えていただきたいというふうに投げかけております。

○6番 分かりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 今回、3つに絞ったんですけれども、それまでの皆さんの声としては、食農教育を一生懸命やっている個人及び組織に対する協力支援をお願いしたりとか、市街化区域の農地の税の負担を軽減してほしい、都市計画税とか固定資産税とかを軽減するような方策を考えてほしいというような声も出ておりますので、ここには直接は書いておりませんが、当日、市長にはちゃんとした形で要望、話は出してみようと思っておりますので、その辺のところは御了承いただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。議案第79号を承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第79号を承認いたします。

議案審議は以上でございます。

報告事項が73号から78号までございます。目を通していただいて、御意見があればお伺いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。特に御意見がないようですので、以上で議案審議は閉じたいと思います。

午後3時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員